○中野市美術館運営準備委員会設置要領

令和８年４月13日制定

（目的）

第１条 中野市美術館運営準備委員会は、（仮称）中野市美術館の運営について、広い観点から多角的に検討するため、中野市美術館運営準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 準備委員会は、以下の項目について検討を行う。

（1）名称

（2）開館時間及び休館日

（3）展示物

（4）入館料

（5）調理室等の活用方法

（6）その他運営に関すること

（組織）

第３条 準備委員会は、別表に掲げる関係分野で、10人以内の委員で組織する。

２ 準備委員会に委員長及び副委員長を置く。

３ 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

４ 委員長は準備委員会を代表する。

５ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２ 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

（設置期間）

第５条 準備委員会の設置期間は、令和９年３月31日までとする。但し、必要に応じて、延長することができる。

（事務局）

第６条 準備委員会の事務局を中野市くらしと文化部文化スポーツ振興課に置き、必要な事務を行う。

（その他）

第７条 この要領に定めるもののほか、準備委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

１ この要領は、令和８年４月13日から施行する。

２ この要領は、令和８年４月17日から施行する。

３ この要領は、令和８年４月22日から施行する。

別表（第３条関係）

運営準備委員会構成員

学識経験者
教育関係者
市民
その他必要と認める者